

芽室町合同納骨塚の取扱い(案)

概要版

目的 少子高齢化や核家族化が進展している中、やむを得ない事情で墓の承継や維持管理が困難な方をはじめ、経済的に墓を建立することができない方等のため、芽室霊園内に複数の焼骨を一緒に納骨する合同納骨塚を設置します。

申請者 使用許可を申請できるのは、親族に限ります。

(民法第 725 条に規定する 6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族の関係にある方)

申請要件

- ①芽室町に住所又は本籍がある方、又は過去にあった方で、焼骨を管理している親族
- ②芽室町に住所又は本籍があった故人の焼骨を管理している親族
- ③芽室霊園及び芽室町内共同墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚へ改葬しようとする親族

※生前予約は受け付けておりません

収容数 約 2, 000 体

使用料 焼骨 1 体につき 10, 000 円

申請方法 窓口又は郵送による受付

- ・提出先：環境土木課生活環境係
〒082-8651 北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地

※令和 8 年度は 5 月 1 日より受付を開始

納骨期間

- ①納骨日：原則水曜日
- ②期間：毎年 4 月 1 日～11 月 30 日
※令和 8 年度に限り 5 月中旬～11 月 30 日（初年度のみ）
- ③納骨時間：午前 10 時～午後 4 時
- ④除外日：祝日等の役場閉庁日の水曜日
※悪天候等により日時が変更となる場合があります



芽室町合同納骨塚

納骨の流れ

- ①手続きの流れ
 - ア) 事前相談 → イ) 申請書類準備 → ウ) 使用許可申請 → エ) 使用許可決定・交付 → オ) 使用料納付 → カ) 納骨日決定 → キ) 納骨実施
- ②納骨当日の注意事項
 - ・焼骨（骨箱または骨壺に入った状態）及び使用許可証をご持参ください
 - ・町では、納骨に伴う宗教的儀式等は実施いたしません
 - ・町職員が立ち会いますが、納骨作業は申請者ご自身で行ってください
 - ・骨箱・骨壺、副葬品等は納められません
- ③焼骨の管理
 - ・碑に名前を刻むことはできませんが、町の台帳で管理します